

重要事項説明書 (居宅介護支援)

社会福祉法人 東益津福祉会(以下「事業者」という。)が運営する高麓居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)があなたに提供するサービスの重要事項について次のとおり説明します。

1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 東益津福祉会
事業者の所在地	焼津市坂本 385 番地の 1
電話番号	054-628-0070
代表者職	理事長
代表氏名	村松 幹子

2 事業所の概要

事業所の名称	高麓居宅介護支援事業所
事業所の所在地	焼津市坂本 385 番地の 1
電話番号	054-620-1256
介護保険事業所番号	2275100044
指定年月日	平成 11 年 8 月 1 日
交通の便	JR 焼津駅下車、静鉄バス朝比奈線坂本バス停 下車徒歩 2 分 東名焼津 I.C から 1.5km
通常の事業の実施地域	焼津市の区域

3 職員の概要

(令和 2 年 1 月 1 日現在)

職種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者 兼介護支援専門員	1 人	常勤 兼務 1 人	主任介護支援専門員
介護支援専門員	4 人	常勤 専従 4 人	介護支援専門員

4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日。ただし、国民の祝日(休日含む)及び、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分。ただし、電話等による連絡には 24 時間応じ常時相談に対応します。 営業時間外連絡先 携帯電話 080 - 3147 - 4995

5 居宅介護支援の概要

(1) 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適切な指定居宅介護支援を提供する事を目的とします。
運営方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止の為、適切なサービスの提供に努めます。

(2) 居宅介護支援の内容

項目	内容、方法等
要介護認定等の申請代行	あなたとあなたの家族の同意を得て申請代行等必要な援助を行います。
居宅サービス計画の作成	あなたの心身の状況、置かれている環境、あなた及びあなたの家族の希望等を考えて居宅サービス計画を作成します。
居宅サービス計画作成後の管理(居宅サービス計画の変更等)	居宅サービス計画実施状況の把握及びこれに基づく給付管理票の提出を行うと共に必要に応じて居宅サービスの変更その他の便宜の提供を行います。
サービス事業者等との連絡調整	居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
介護保険施設への紹介	居宅で日常生活を営むことが困難となった場合、又は介護保険施設への入所等を希望する場合は介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行います。

(3) 居宅介護支援の利用にあたって

事業者が居宅介護支援サービスの提供が困難の場合は、他の事業所等の情報提供等の便宜を計ります。また、担当の介護支援専門員の変更を希望する場合は申し出てください。

(4) 居宅サービス計画作成においてあなたやあなたの家族は、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求める事ができ、また当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求める事が出来ます。

(5) 当事業所のケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

(6) あなたが入院した時には、あなたやあなたの家族から担当介護支援専門員の氏名や連絡先等を入院先医療機関にお伝えください。担当介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管してください。

6 利用料金

(1) 介護保険適用部分

原則としてあなたには利用料を請求しません。介護保険制度から介護報酬として事業所に全額

給付される為、自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納がある場合は、料金をお支払いいただきます。その際は、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、市役所にて、差額の払い戻しを受けることができます。

利用料は下記の単位数に 10.21 円を乗じた金額となります。

【居宅介護支援費（Ⅰ）基本単位数】

要介護度区分 取扱件数区分	要介護度 1・2	要介護度 3～5
介護支援専門員 1 人に当たり利用者の数が 40 人未満の場合	居宅介護支援費（ⅰ） 1,076 単位	居宅介護支援費（ⅰ） 1,398 単位
介護支援専門員 1 人に当たり利用者の数が 40 人以上の場合において 40 人以上 60 人未満の場合	居宅介護支援費（ⅱ） 539 単位	居宅介護支援費（ⅱ） 698 単位

【加算】 以下の要件を満たす場合は基本単位数に加算されます。

- 初回加算 300 単位/月
新規あるいは要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に対し、居宅サービス計画を作成した場合
- 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200 単位/月
利用者が病院等に入院する際に 介護支援専門員が当該病院等の職員に入院後 3 日以内に必要な情報提供を行った場合
- 入院時情報連携加算（Ⅱ） 100 単位/月
利用者が病院等に入院する際に介護支援専門員が当該病院等の職員に入院後 7 日以内に必要な情報提供を行った場合
- 退院・退所加算 ※入院・入所期間中に 1 回を限度
病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等職員と面談し、必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用調整を行った場合
 - 退院・退所加算（Ⅰ） イ 450 単位/回 情報提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受ける。
 - ロ 600 単位/回 情報提供をカンファレンスにより 1 回受ける。
 - 退院・退所加算（Ⅱ） イ 600 単位/回 情報提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受ける。
 - ロ 750 単位/回 情報提供を 2 回受けており、内 1 回以上はカンファレンスによる。
 - 退院・退所加算（Ⅲ） 900 単位/回 情報提供を 3 回以上受けており、内 1 回以上はカンファレンスによる。
- 通院時情報連携加算 50 単位/月
利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合

- 緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位/回 ※1月に2回を限度。
病院等の求めにより、当該病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行なった場合
- 特定事業所加算（Ⅰ） 505 単位/月
主任介護支援専門員を2名以上、及び常勤の介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合
- 特定事業所加算（Ⅱ） 407 単位/月
主任介護支援専門員及び介護支援専門員3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合
- 特定事業所加算（Ⅲ） 309 単位/月
主任介護支援専門員と介護支援専門員2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合
- 特定事業所加算（A） 100 単位/月
主任介護支援専門員と介護支援専門員1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合
- 特定事業所医療介護連携加算 125 単位/月
特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得し、かつ退院退所加算に係る医療機関との連携を年35回以上行くとともにターミナルケアマネジメント加算を年5回以上算定している場合
- ターミナルケアマネジメント加算 400 単位/月
末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者に対し、24時間連絡がとれる体制を確保し死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上利用者又は家族の同意を得て居宅を訪問、利用者の心身の状況等の情報を記録し主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合

(2) 交通費

サービスを提供する通常の事業の実施地域にお住まいの方	無 料
上記以外にお住まいの方	介護支援専門員があなたのお宅を訪問するための交通費実費が必要となります。(通常の事業の実施地域を超えた地点から片道1kmにつき200円)

- 7 事故発生時の対応方法
サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。
- 8 福祉サービス第三者評価事業について
第三者評価の実施なし
- 9 居宅介護支援に対する苦情
事業所の居宅介護支援及び事業所が作成した居宅サービス計画に基づいて提供しているサービス

スについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、利用料金に関することなど、お気軽にご相談ください。

担 当 吉田靖基
電 話 054-628-0070

この他、市町や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

焼津市	担当窓口	焼津市 健康福祉部 介護保険課 保険給付担当
	電話番号	054-626-1159
国民健康保険団体連合会	担当窓口	介護保険課 苦情相談窓口
	電話番号	054-253-5590

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

<事業所> 所在地 焼津市坂本 385 番地の 1
名 称 高麓居宅介護支援事業所
説明者 _____ 印

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

<利用者> 住 所 _____
氏 名 _____ 印

<身元引受人（保証人）> 住 所 _____
氏 名 _____ 印

<利用者代理人> 住 所 _____
氏 名 _____ 印

(別紙)

高麓居宅介護支援事業所サービスの利用状況

期間：令和2年9月1日から令和3年2月末日

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	18%	地域密着型通所介護	8%
通所介護	61%	福祉用具貸与	58%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	紹介率	通所介護	紹介率
高麓訪問介護ステーション	52%	高麓デイサービスセンター	56%
株式会社 ニチイ学館	12%	(株) グローバル総合研究所	6%
ニチイケアセンター八楠 6%		シンシア焼津西デイサービス 4%	
ニチイケアセンター焼津 6%		シンシア焼津西デイサロン 1%	
リボン介護タクシー	9%	ニチイケアセンター焼津	6%

福祉用具貸与	紹介率	地域密着型通所介護	紹介率
株式会社ヤマシタ	20%	有限会社幸せリボン	27%
ダスキンヘルスレント静岡	16%	デイサービス百の木与総次 12%	
焼津ステーション		デイサービス百の木 15%	
ベルメディカルケア	15%	デイサービスゆうあい	16%
		ビングケアゆうしん三ヶ名	15%